社会福祉法人ごまどう福祉会 評議員、役員の報酬の支給に関する規程

(目 的)

第1条 定款第8条及び第21条に規定する評議員、役員の報酬及びその支給については、この規程の定めるところによる。

(報酬)

第2条 報酬として支給する金額については、次にとおりとする。

理事長年額30,000円評議員年額15,000円理事年額15,000円監事年額15,000円

ただし、施設長は除くものとする。

(報酬の支払時期)

- 第3条 報酬の支給は、毎年3月31日に支給するものとする。
 - 2 支払日が土日に当たるときはその前日に支払う。

(報酬等の支給方法)

- 第4条 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融 機関口座に振り込むことができる。
 - 2 報酬等は、法令の定めることろにより控除すべき金額を控除して支給する。

附 則

1. この規程は、平成 6年 8月 1日から適用する。

平成25年 4月 1日 一部改正

平成29年 6月16日 一部改正